

IVI プラットフォームに関する規則

(目的)

第1条 本規則は、IVI プラットフォームが本会の会員である製造業において効果的に利用される環境を整えるために、IVI プラットフォームおよび IVI コンポーネントについて定める。

(定義)

第2条 IVI プラットフォームとは、IVI が提唱する「つながる工場」のためのしくみであって、インフラ、アプリ、デバイス、ツールといった複数のコンポーネントによって構成され、それらのハードウェアおよびソフトウェアを相互に連携させることで価値を提供するしくみをいう。

2. IVI コンポーネントとは、プラットフォームを構成するインフラ、アプリ、デバイス、若しくはツールであって、IVI が提唱する「ゆるやかな標準」により相互運用性を高めているものをいう。

(事業者の要件)

第3条 IVI プラットフォームおよび IVI コンポーネントを提供する事業者は、以下の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) IVI の正会員またはサポート会員であること。
- (2) 提供する IVI プラットフォームまたはコンポーネントを事業として管理し運営する能力を有すること。
- (3) IVI 会費とは別に第6条で定める協賛費を支払うこと。
- (4) その他、本規則および関連する規則を遵守すること。

(事業者の規模)

第4条 IVI プラットフォームおよび IVI コンポーネントを提供する事業者は、その規模により、大規模事業者と、小規模事業者の2つがある。事業者の規模は、以下に示す条件による。

事業者の区分	条件
大規模事業者	資本金 10 億円以上、または従業員 1,000 人以上のいずれかを満たす企業および団体およびその子会社
小規模事業者	上記以外の企業および団体

(IVIプラットフォームの区分)

第5条 IVIプラットフォームは、単独型プラットフォームと連合型プラットフォームの2つの区分がある。単独型プラットフォームは、1つのプラットフォームが管理と運営を行う。連合型プラットフォームは、複数のプラットフォームが管理と運営を行う。

プラットフォームの区分	説明
単独型プラットフォーム	1つのプラットフォームが管理と運営を行うプラットフォーム
連合型プラットフォーム	複数のプラットフォームが管理と運営を行うプラットフォーム

(協賛費)

第6条 IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントを提供する事業者は、その規模とプラットフォームの区分により、1口あたり以下に定める協賛費を年単位で支払う。

1口あたり

協賛費	大規模事業者	小規模事業者
単独型プラットフォーム	300万円/年	30万円/年
連合型プラットフォーム	100万円/年	10万円/年
コンポーネント	20万円/年	5万円/年

2. IVIプラットフォームを提供する事業者は、そのプラットフォーム区分によって、以下に示す数のIVIコンポーネントを、別に協賛費を支払うことなく登録することができる。

コンポーネント数	大規模事業者	小規模事業者
単独型プラットフォーム	15	6
連合型プラットフォーム	5	2

(対象期間)

第7条 IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントの対象期間は、当該年度の10月1日から翌年度の9月末日とする。なお、次年度の申請がない場合でも第10条の権利は、期間終了後3か月間継続する。また、第12条は期間終了後3年間存続する。

(申請方法)

第8条 IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントを申請するには、IVIが定める申請書に必要事項を記入し、IVI事務局に申請し、協賛費を期限内に支払わなければならない。申請および協賛費の支払い期限は、当該年度の3月31日とする。

(取消と解約)

第9条 IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントを解約する場合は、その1か月前までにIVIが定める方法でIVI事務局に申請しなければならない。IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントを提供する事業者は、解約を行った場合、および幹事会が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合に、第10条で定める権利を失う。また、第11条で定める義務は、その事由が発生してから6か月間は存続する。なお、支払った協賛費は返金しない。

- (1) 提供した情報の内容に故意的でかつ重大な記載の誤りが見つかった場合。
- (2) 提供するプラットフォームまたはコンポーネントにユーザーの利益を害する著しい不具合が見つかり、適切な是正措置がとられない場合。
- (3) IVIプラットフォームが第3条で定める資格要件を失った場合。

2. IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントは、申請した年度の12月末日までの期間であれば、その申請を取り消すことができる。

(権利)

第10条 IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントを提供する事業者は、以下の権利を有する。

- (1) 事業者がもつプラットフォームまたはコンポーネントを、1口あたり1個まで、それぞれIVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントとして登録することができる。
- (2) IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントのロゴを、自社のウェブサイト、パンフレット、説明資料などにおいて表示することができる。
- (3) IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントについて、IVIのウェブサイトにその概要を掲載することができる。また、IVIの業務シナリオWGの実証実験において利用があった場合には、適用事例として掲載することができる。

(義務)

第11条 IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントを提供する事業者は、以下の各号の義務を有する。

- (1) IVIの業務シナリオWGが行う実証実験プロジェクトでの利用の要望があった場合は、少なくとも1つのプロジェクトに対して、対象期間中のプラットフォームの利用環境について原則として無償で提供すること。
- (2) IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントの相互運用性を高めるために必要な情報、およびIVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントを評価するために必要な情報を、IVIからの要請に応じて滞りなく提供すること。
- (3) 第12条で定める内容に基づき知的財産を扱うとともに、開示する情報に、特許などの

知的財産権が含まれている場合には、その事実および権利行使に関する基本方針を文書により明示すること。

(知的財産の扱い)

第 12 条 IVI プラットフォーマーが IVI に対して開示する情報は、別に文書による取り決めが無い限り、IVI はその事業目的を遂行するために必要な作業として複製、改変、再利用することができる。

2. IVI プラットフォーマーは、業務シナリオWGが行う実証実験プロジェクトに参加する場合、別に文書による取り決めが無い限り、そこで得られたデータをその後 3 年間は秘密情報として管理し、実証実験プロジェクトが定める目的以外に利用してはならない。

(附則)

本規則は 2016 年 9 月 9 日より施行する

本改訂は 2017 年 10 月 19 日より施行する